

資料1

○門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市上下水道事業規程

平成27年3月31日門真市水道事業規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例若しくは規程の定めのあるものを除くほか、門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 条例別表3の項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、委員の定数、構成及び任期並びに庶務担当機関は、別表に定めるとおりとする。

(委嘱)

第3条 附属機関の委員（以下「委員」という。）は、別表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が委嘱する。

2 委員は、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 別表の組織の欄に掲げる会長及び副会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が定められていないときは、管理者が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、附属機関に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

- 2 前2条の規定は、部会について準用する。
- 3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。
(関係者の出席等)

第7条 附属機関は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日門真市上下水事規程第1号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。 (後略)

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日前に改正前のそれぞれの規程の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、改正後のそれぞれの規程の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則 (令和2年3月25日門真市上下水事規程第7号抄)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日前に改正前のそれぞれの規程の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、改正後のそれぞれの規程の相当規定によってなされたものとみなす。

別表 (第2条—第4条関係)

名称	組織	委員の定数	委員の構成	委員の任期	庶務担当機関
門真市上下水道部	会長	15人以内	(1) 学識経験者	委嘱の日から	環境水道部

第1回門真市上下水道事業経営審議会

水道事業経 営審議会	副会長	(2) 市民団体を代表する者 (3) 商工業団体を代表する者 (4) 関係団体を代表する者 (5) 市民の代表 (6) 関係行政機関の職員	ら当該諮問 に係る答申 が終了する 時まで	経営総務課
---------------	-----	---	--------------------------------	-------